

平成 26 年度 第 17 回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成 27 年 1 月 30 日 (金) 午後 6 時から午後 7 時まで
2 場 所	練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
3 出席者	(委員 23 名) 市川会長、飯塚委員、井上委員、岩月委員、岩橋委員、角地委員、高原委員、豊田委員、渡辺委員、小池委員、白戸委員、椿委員、大島委員、重田委員、郷田委員、清水委員、川島委員、兒玉委員、山添委員、原委員、中村紀雄委員、永野委員、青木委員 (区幹事 6 名) 福祉部長、福祉部経営課長、福祉施策調整担当課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長 ほかに事務局 4 名
4 傍聴者	1 名
5 議 題	(1) 第 6 期介護保険事業計画期間の介護保険料 (案) について (2) 第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) に関するパブリックコメント等について (3) 介護保険状況報告 (平成 26 年 12 月末現在)
6 資 料	1 次 第 2 資料 1 第 6 期介護保険事業計画期間の介護保険料 (案) について 3 資料 1 - 2 介護保険料の算定手順 4 資料 2 第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) に関するパブリックコメント等について 5 資料 3 介護保険状況報告 (平成 26 年 12 月末現在)
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

寒い中お集まりいただき、お礼申し上げます。本日は午前中に雪が降って非常に寒いが、おそらく高齢者の方は色々な状況にあり、より一層大変だと思う。

介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画が具体的になってきたが、共通して言えることは、各自治体で違いが出てきたとともに、各自治体が総力戦で臨んでいることである。医師会や様々な専門職が総力戦で臨まないと、2025 年は迎えられない。今からスタートということで議論が始まるのだと思う。本日は、介護保険料等の議論も出てくるため、皆様のご意見をお伺いし、進めていきたい。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

本日の議題について説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

現在、(仮称)区政運営の新しいビジョンの最終調整段階であり、また、これに基づく3か年の実施計画の最終調整を図っている。ビジョンは第6期計画の上位計画という位置づけのもとに作業をしているため、それらを踏まえて第6期計画案の作成ということで、まだ素案の段階から作業を進めている状況である。一方で、給付の見込みも見据えており、本日は介護保険料についてご説明申し上げます。時期が遅くなるが、改めて3月に介護保険運営協議会を開催させていただきたい。よろしくお願ひしたい。

(会長)

今回、区全体をとりまく骨太の議論をしており、それとの整合性をとりながらこの議論を進めていく必要があるということである。それゆえに、第6期計画案は今回の議題に出せないというところをご理解いただければと思う。3月に開催される次回介護保険運営協議会において、集約が示されるということである。

それでは、案件(1)「第6期介護保険事業計画期間の介護保険料(案)について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料1 第6期介護保険事業計画期間の介護保険料(案)について、

資料1-2 介護保険料の算定手順についての説明】

(会長)

資料1の7ページ「9 第5期と第6期における介護保険料の比較」で、新第5段階に区民税非課税とあるが、非課税者はおおよそどのくらいの割合になるのか。5割くらいになると聞いていたが、どうか。

(介護保険課長)

おおよそ5割強になると考えている。

(会長)

5割強の方については、一定程度の配慮がなされていると理解してよろしいかと思う。他の自治体でもそのくらいか。

(介護保険課長)

23 区はそのように聞いている。

(会長)

資料 1 の 3 ページ「7 第 6 期計画における第一号被保険者の介護保険料設定の考え方」で「(3) 介護給付費準備基金の活用により、介護保険料の上昇を抑制する」とあるが、基金 6 億円を取り崩して大丈夫か。3 年後に残っているだろうか。

(介護保険課長)

基金を使わないと、逆に保険料が上がってしまうため、今般はこのような形で組んでいる。

(会長)

今後、基金については配慮を要するということにご検討いただければいい。

(委員)

資料 1 の 3 ページ「7 基本的な考え方」に、「(2) 対象者の的確な把握・収納対策強化等により、財源確保に努める」とある。来年度から、所得が個人単位で非常に明確になっていくマイナンバー制度が始まる。制度が導入されることを前提として、的確な把握・収納対策強化ということを想定しているのか。制度がどのような形で出てくるのか、新聞や国からは見えてこず、実際に利用者に関わる中でどのような配慮が必要になるのか調べていきたいと思っている。制度がどのようなものか概要を教えてほしい。

(福祉施策調整担当課長)

マイナンバー制度は所得を捕捉するものであり、保険料の賦課額に影響するものと認識している。一方、介護保険料は年金からの特別徴収を基礎とし、高い収納率を維持している。このため、次期計画の収納率は、マイナンバー制度導入の影響を加味することはない。引き続き、保険料が上がったとしても収納率が下がることのないよう、適切な収納対策をとっていきたい。

(介護保険課長)

現年度の収納率は 97.6%と、23 区の中では一定程度高い収納率を誇っている。これを維持しながら、記載にあるように、収納対策の強化ということで様々な取組を実施していきたい。

(会長)

新しい制度については予見が難しいため、国から示されてからの検討になるかと思う。高い収納率を維持し、改善していきたいということである。

(委員)

ニーズを推計して負担を決めていくという方法で第 6 期計画期間の保険料を作られているが、第 5 期計画期間も同様に作られていると思う。第 5 期計画期間の収支状況はどのようなになっているのか。

(介護保険課長)

平成 26 年度が全て終わっていないため、完璧な状況ではないが、皆様からお預かりした財源等で余裕があった場合は、一定程度は基金に積み上げるといったような形になる。ここにあるとおり、約 6 億円の余裕が出て、それを第 6 期計画期間の財源の一部として使わせていただく。

(委員)

以前、基金について伺った際に全て使ったというような話を聞いたが、この 3 年間で出てきた基金ということでもいいか。

(介護保険課長)

全て使ったと申し上げた記憶はないが、ご指摘の考え方のおりである。

(委員)

資料 1 の 1 ページ「2 介護サービス費の推計」の(1)に、居宅サービス費が 4.6 億円減とある。その説明が と だと思うが、 と の数字を足しても 4.6 億円にならない。再度説明してほしい。

(介護保険課長)

は、平成 27 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものが約 13 億円あるが、それ以降、サービスが増えていく形になる。また、 は、平成 28 年 4 月に小規模通所介護が地域密着型サービスに移行する。主な内訳はそのようなものがあり、平成 29 年度と比較して約 4.6 億円の減とご理解いただければと思う。

(福祉施策調整担当課長)

の約 13 億円は、平成 27 年 4 月に予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行する額、 は平成 28 年 4 月に予防給付から地域密着型サービスに移行する額で、居宅サービスから除かれる額である。(1)の標題にある約 4.6 億円の減とは、平成 29 年度時点で平成 26 年度の給付費と比較して減ということである。1 ページ下の表にあるとおり、平成 26 年度の 271 億 7,200 万円と、平成 29 年度の 267 億 1,200 万円の差が約 4.6 億円である。

(委員)

介護予防・日常生活支援総合事業に移ることによって、それだけのマイナスになると理解しているのか。

(福祉施策調整担当課長)

平成 27 年度については、13 億円がそのまま居宅サービス費から、資料 1 の 2 ページの地域支援事業費に移行する。地域支援事業費は、平成 27 年度は約 13 億円を計上しているが、その後若干伸び、平成 29 年度の段階で約 14.2 億円になる。

(会長)

結論から言うと、居宅サービス費は、 と の要素を含んで平成 29 年度は約 4.6 億円の減になる。数式が分かるようになると、分かりやすいと思うので、ご了解いただければと思う。

(委員)

基金について、第 5 期計画期間の残額が 6 億円あり、その 6 億円を取り崩して第 6 期計画期間の保険料に使うということかと思う。そうすると、第 6 期計画期間にまた基金に入る額があるといいが、ない場合は第 7 期計画期間の保険料が一気に上がるということになるのか。

(介護保険課長)

恐らく、高齢者の増加等もあるため、全く 0 になることはなく、いくらかは積み上げていくことができると思う。その額が、第 7 期計画期間の終わりの頃に 6 億円あるかどうかは分からないが、基金として積んだものをまた使っていくことになる。

(福祉部長)

資料 1 の 6 ページ「(2) 上昇抑制につながる要素」の中の をご覧いただくと、基金 6 億円を活用することで 110 円下がるとなっている。仮に第 7 期計画期間の段階で基金 6 億円がないと、110 円上がるというようにお考えいただければと思う。

(会長)

誤解を招いたかもしれない。基金を残せという議論ではなく、計画通りに数値が合えばそれはそれで相応しいことだと思う。ただ、基金の確保も不可欠であり、今後、運営にあたっては検討されたいという要望であると理解していただきたい。制度上は、基金活用の指示も厚生労働省からあるため、何ら行政にとっては間違いではない。案に対する批判や疑問で出したのではないということをご理解いただきたい。

他、意見・質問がなければ、了承したということで進めさせていただく。

それでは、案件(2)「第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメント等について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料2 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメント等についての説明】

(会長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

パブリックコメントは一般区民が対象だと思うが、事業者関連の人の意見はどのように拾われているのか。

(高齢社会対策課長)

パブリックコメントでは職業は聞いていないため、事業者の意見かどうか明確なものはないが、区民説明会においては、医療関係者、介護事業に関わっている人も参加している。また、パブリックコメントとは別に、練馬区介護サービス事業者連絡協議会を中心としながら、個別事業者との相談や説明会も行うなど、直接的な事業者とのやりとりは個別に行っている。勉強会という趣旨でも全体で20回、その後も懇談会という形でも行い、綿密にさせてもらっている。

(委員)

区基準型の安い報酬を事業者が選んだ場合、これまでよりも収入が減ることで事業者が減ったり、あるいは事業者が減ったことによって区民にリスクが生じることは一切ないと考えていいのか。

(福祉施策調整担当課長)

心配は一切ないと考えている。国基準のサービスはこれまでどおり継続的に提供され、報酬の若干安い区基準型サービスは国基準型サービスに加えて提供される。今までのサービスが継続される方については報酬が下がらないため、事業者にとっては総合事業の実施により収入増になる場合もある。また、区基準型サービスは、事業者にとって若干コストが下がる面もあるため、コストと収入の面でいえば、決して持ち出しになるということはない。

(委員)

区民説明会の参加者数が少ない。これだけの人数しか集まらないということ自体が非常に問題ではないか。区は基礎的自治体としての認識が少し足りないのではないか。国の施策をただ実行するのが区の仕事ではなく、区民と直接接して、区民の考え方に即して、国の施策を補完しながら区の施策として実行していくことが基本的な立場だと思う。

このような計画の説明は、区民に利用者教育をする上で非常に貴重な機会だと思う。利用者は知識

がないと過剰防衛になり、サービスを使いすぎることになりがちなので、節度ある利用を促進するためには、利用者の知識を充実させる必要がある。そのための努力を区の方で積極的にしていただくことが必要ではないかと一般論として思っているのだが、この区民説明会の参加者数をみて、改めてその必要性を強く感じた。その点は、よろしく願いたい。

(高齢社会対策課長)

会場の用意や、ねりま区報や区ホームページ等で参加を訴えがけしていたが、この数字だけを見れば、それほど多くの方はお集まりにならなかった。ただ、パブリックコメントで多数のご意見をいただいている。また、時間設定に関しては、例えば高齢者は昼間の方が集まりやすいのではないかとのご意見もいただいたので、次回以降の改善につなげていきたい。

ご指摘のあった区民の共通理解、規範というところは、今後も色々な媒体を使用しての介護保険制度の案内、また高齢者相談センターを介しながら、一人ひとりの高齢者の方にご理解をいただくような取組を継続的に行っていく。

(福祉施策調整担当課長)

冒頭、練馬区の基礎的自治体としての基本姿勢についてもご発言をいただいた。私どもは常日頃から前川区長より、行政とは改革である、国に示されるままに仕事をするのではなく、そうしたものについては批判的な精神をもって、区民のリアルな行政需要をしっかりと把握しながら、区独自の行政施策を区民のために講じていくようにと、指導を受けている。確かに説明会の参加人数は少なかったが、第6期計画を策定するにあたっては、練馬区高齢者基礎調査をはじめ、区民の方々のニーズをしっかりと把握してきている。説明会のあり方については高齢社会対策課長が申し上げたとおりだが、区としての基本姿勢は、区長以下、私どもは、一貫して区民のためという姿勢で取り組んでいる。

(会長)

説明会の時間設定等は非常に難しい。相手にどう伝わるかという難しいところもあるので、検討していただき、毎日がチャレンジだとご理解いただきたい。課長が今おっしゃったように、老人クラブ等から説明を求められたら駆けつけて説明し、質問を受けていただければと思う。ぜひ進めていただきたい。

(委員)

これまでの各期で、計画と実際の現状との検証はどのような形でなされて、次の計画に活かしているか。できれば、第6期計画が全てにおいて、実際行われて、どのような結果が出たかなどの検証をしていただければいいのではないかと。区民が分かるようにしていただければいいと思う。

(福祉部長)

おっしゃるとおりと思うので、工夫したい。第5期計画では、第4期計画の実績値との比較というページがあり、第6期計画でも第5期計画の計画値と実績値との差について触れようと考えている。第5期計画の特徴的なところでは、特別養護老人ホームを700床整備しようと計画し努力したが、結果としては502床の整備にとどまることとなった。700床を整備する前提で給付費を推計していたため、計画値と実績値が異なる結果となっている。第6期計画ではその進捗状況を分かりやすくお示しできればと思うので、工夫させていただきたい。

(会長)

現物がないとわかりにくいので、次回の介護保険運営協議会で、今の要望に応えられるように努め

てほしい。

続いて、案件（3）「介護保険状況報告（平成 27 年 12 月末現在）について」の説明をお願いします。

（介護保険課長）

【資料 3 介護保険状況報告（平成 27 年 12 月末現在）についての説明】

（会長）

行政は、これからが正念場になる。率直に申し上げますと、今まで事業者とも何度も話し合い、色々なところできちんと話し合っただけで積み上げてきたと、私は十分評価している。区の骨太の施策が確定できていないところで苦労されているので、その点は調整を図って示していただければと思う。

事務局から、今後の開催予定の確認をお願いします。

（事務局）

【次回開催予定についての説明】

（会長）

部長から、挨拶をお願いします。

（福祉部長）

本日は、寒い中お集まりいただき、お礼申し上げます。本日の段階で計画案をきちんとお示しして説明するスケジュールで考えていたが、区の基本となる計画の策定作業が大詰めを迎えている中、その内容を取り込んで第 6 期計画に位置付けたいと思い、調整を進めており本日はお示し出来なかった。あわせて、3 月にもう一度介護保険運営協議会を開催することになり、委員の皆様には二重三重にご苦労をおかけすることになり恐縮だが、ご理解ご協力をお願いしたい。

（会長）

以上で、第 17 回練馬区介護保険運営協議会を終了する。